

は疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態とする。

(法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合)

第15条の2 法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院における当該少年院を含む。)に拘置をされた場合若しくは被留置受刑者として留置施設に留置をされた場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされた場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされた場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条第1項の規定による監置の裁判の執行のため監置場(監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。)に留置をされた場合

(2) 少年法第24条第1項第2号又は第3号の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致をされ、収容をされた場合

(遺族給付金の支給に係る裁定の申請)

第16条 遺族給付金の支給について、法第10条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、遺族給付金支給裁定申請書(様式第1号)をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検査書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(3) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事实上婚姻関係と同様の事情があつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(4) 申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があつた者を含む)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(5) 申請者が生計維持関係遺族であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(6) 申請者が令第6条第1項第1号イ(1)の国家公安委員会規則で定める障害の状態があつた妻又は同条第2項第5号に該当していた者であるときは、犯罪行為が行われた当時、それらの障害の状態にあつたことを証明することができる医師の診断書その他の書類

(7) 申請者以外の遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれているときは、その事実を証明することができる書類

(8) 前号において、生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時8歳未満であった者が含まれているときは、当該者の生年月日を証明することができる書類

(9) 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類

(10) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

(11) 法第9条第5項第1号に掲げる場合には、次に掲げる書類

ア 負傷し、又は疾病にかかつた日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(12) 法第9条第5項第2号に掲げる場合には、次に掲げる書類

イ 次条第5号ア、ウ及びエに掲げる書類

(重傷病給付金の支給に係る裁定の申請)

第17条 重傷病給付金の支給について、法第10条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、重傷病給付金支給裁定申請書(様式第2号)をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

(1) 負傷し、又は疾病にかかつた日、法第9条第2項に規定する期間における入院日数及び負傷又は疾病的状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの

(2) 犯罪被害者が令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類

(3) 法第9条第2項の犯罪被害者負担額を証明することができる書類

(4) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

(5) 法第9条第3項に規定する場合には、次に掲げる書類

ア 負傷又は疾病的療養のため従前の勤労に従事できないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

イ 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類

ウ 法第9条第3項の休業日(以下この号において単に「休業日」という。)の数を証明することができる書類

エ 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類

(障害給付金の支給に係る裁定の申請)

第18条 障害給付金の支給について、法第10条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、障害給付金支給裁定申請書(様式第3号)をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

(1) 負傷又は疾病が治つたこと及び治つた日並びにその治つたときにおける身体上の障害の部位及び状態(犯罪被害者が当該障害により介護を要する状態にある場合にあつては、その必要の程度を含む。次号において同じ。)に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(2) 同一の部位について既に身体上の障害があつたときは、当該既存の身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(3) 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類

(4) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

(損害賠償を受けた場合の届出)

第19条 犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請をした者は、当該犯罪被害を原因として損害賠償を受けたときは、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに、その旨を当該裁定の申請を行つた公安委員会に届け出なければならない。

(1) 損害賠償を受けた者の氏名、住所及び犯罪被害者との続柄

(2) 損害賠償をした者の氏名、住所、職業及び加害者との関係

(3) 損害賠償を受けた年月日

(4) 受領した損害賠償額及びその内訳
(犯罪被害者等給付金等の支給に関する处分の通知等)

第20条 公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定を行つたとき、法第13条第3項の規定により申請を却下したとき、又は仮給付金を支給する旨の決定を行つたときは、速やかに、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書(様式第4号)、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書(様式第5号)又は仮給付金支給決定通知書(様式第6号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による通知(犯罪被害者等給付金を支給しない旨の通知を除く。)をするときは、当該犯罪被害者等給付金又は当該仮給付金の支給を受けるべき者に対し、併せて犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支払請求書(様式第7号)を交付しなければならない。

(犯罪被害者等給付金等の支払の請求)

第21条 犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定又は仮給付金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第2項に規定する請求書を国に提出して行わなければならぬ。

(申請書等の経由)

第22条 この規則の規定による公安委員会に対する申請書又は届出書の提出は、その者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

(添付書類の省略)

第23条 この規則の規定により同一の世帯に属する2人以上の者が同時に申請書を提出する場合において、一方の申請書に添えなければならない書類により、他方の申請書に添えなければならない書類に係る事項を明らかにすることがができるときは、他方の申請書の余白にその旨を記載して、他方の申請書に添えなければならない当該書類は省略することができる。

第24条 犯罪被害者等給付金に関する書類は、その取扱いが完結した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この規則は、法の施行の日（昭和56年1月1日）から施行する。

附 則（昭和57年7月23日国家公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和57年7月26日から施行する。

附 則（昭和57年7月23日国家公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和57年7月26日から施行する。

附 則（昭和57年7月23日国家公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月23日国家公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月23日国家公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月21日国家公安委員会規則第1号）

給法施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定の適用については、それぞれ新規則第12条第12号に規定する障害見舞金及び死亡見舞金とみなす。

附 則（昭和62年3月27日国家公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日国家公安委員会規則第5号）

日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和62年政令第54号）第72条の規定による廃止前の日本国有鉄道の職員の通勤による災害に対する補償に関する政令（昭和48年政令第354号）第5条の規定による通勤災害障害補償及び同令第6条の規定による通勤災害遺族補償（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第29条第9項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償を含む。）については、改正前の犯罪被害者等給付金支給法施行規則第12条第7号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「日本国有鉄道の職員の通勤による災害に対する補償に関する政令（昭和48年政令第354号）」とあるのは、「日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和62年政令第54号）第72条の規定による廃止前の日本国有鉄道の職員の通勤による災害に対する補償に関する政令（昭和48年政令第354号）」と、「通勤災害遺族補償」とあるのは、「通勤災害遺族補償（日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和62年政令第54号）第72条の規定による廃止前の日本国有鉄道の職員の通勤による災害に対する補償に関する政令（昭和48年政令第354号）」と、「通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償を含む。）」とする。

この規則は、昭和63年2月24日国家公安委員会規則第1号

この規則は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則（平成元年七月三日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年六月二十四日国家公安委員会規則第一三号）

この規則は、平成六年七月一日から施行する。

附 則（平成七年一二月一日国家公安委員会規則第一二号）

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成八年二月一日国家公安委員会規則第二一号）

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成九年四月一日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年四月一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、改正後の第十二条第八号及び第十号の規定は、平成八年四月一日以後に行われる裁定に係る犯

附 則（平成九年四月一日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、改正後の別表の規定は、平成九年四月一日以後に行われる裁定行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年一月一日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一一年一月一日国家公安委員会規則第一号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

この規則による改正前の公共企業体職員の通勤による災害に対する補償に関する政令（昭和4年政令第354号）第5条及び第6条の規定による通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償（日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第12条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償を含む。）は、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定の適用については、それぞれ新規則第12条第12号に規定する通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償とみなす。

附 則（昭和61年2月21日国家公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月21日国家公安委員会規則第1号）

(以下「旧令」という。)の規定に基づいて仮給付金、遺族給付金又は障害給付金を支給された者で改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令(以下「新令」という。)及び新規則の規定による仮給付金、遺族給付金又は障害給付金を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された仮給付金、遺族給付金又は障害給付金は、それぞれ新令及び新規則の規定による仮給付金、遺族給付金又は障害給付金の内払とみなす。

附 則 (平成一九年一月四日国家公安委員会規則第一号)

(平成一九年五月二十五日国家公安委員会規則第二号)

(施行期日)

1 この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年六月一日)から施行する。

(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前に発生した死亡又は障害(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律附則第十四条の規定による廃止前の刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等二関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第一条に規定する被収容者の死亡又は障害に限る。)を原因とする犯罪被害者等給付金については、第三条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年六月一三日国家公安委員会規則第二号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第十五条、第十六条第五号から第七号まで及び第十号並びに第十八条第一号の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。

(附 則 (平成二一年九月一一日国家公安委員会規則第八号))

第一条 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第五条第二号並びに第十条第二項及び第三項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、な

(附 則 (平成二三年七月一五日国家公安委員会規則第一二号))抄

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(以下この条において「新規則」という。)別表の規定は、平成二十二年六月十日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、な

お従前の例による。

附 則 (平成二三年七月一五日国家公安委員会規則第一二号)

第一条 この規則は、平成二十一午十月一日から施行する。

第二条 この規則は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。ただし、第十二条第二十六号の改正規定は公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一一月二七日国家公安委員会規則第一六号)

第一条 この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第二条 改正後の第二条第三号、第三条並びに第十条第二項及び第三項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年五月二二日国家公安委員会規則第一一号)

第一条 この規則は、少年院法の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。

第二条 この規則の施行の日前に発生した死亡又は障害を原因とする犯罪被害者等給付金については、改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年二月一二日国家公安委員会規則第二号)

第一条 この規則は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

第二条 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月一一日国家公安委員会規則第四号)

第一条 この規則は、地方法規の施行の日(平成二八年四月一日)から施行する。

第二条 この規則による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第二条、第三条、第七条から第十条まで、第十五条及び第十六条第六号の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。

第三条 障害給付金支給裁定申請書、犯罪被害者等給付金支給裁定申請書、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書、仮給付金支給決定通知書並びに犯罪被害者等給付金支払請求書及び仮給付金

支払請求書の様式は、改正後の様式第三号から様式第七号までの様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（令和元年六月二日國家公安委員會規則第三號）抄

(施行期日)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

別表（第一条、第十五条関係）

級 第六	級 第五	級 第四	級 第三	級 第二	級 第一	級 等級	障害
一 両眼が失明したもの	二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの	三 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの	六 両上肢の用を全廃したもの	七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの	八 両下肢の用を全廃したもの
二 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの	三 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの	四 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの	五 両上肢を手関節以上で失つたもの	六 両下肢を足関節以上で失つたもの	七 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの	八 一眼が失明し、咀嚼又は言語の機能を廃したもの	九 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
三 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	五 両手の手指の全部を失つたもの	六 両手の手指が〇・〇六以下になつたもの	七 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの	八 両手の手指の全部の用を廃したるもの	九 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	一〇 両手の手筋の全部の用を廃したるもの
四 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	五 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの	六 両足をリストラン関節以上で失つたもの	七 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの	八 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	九 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	一〇 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	一一 両耳の聴力を全く失つたもの
五 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの	六 両耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	七 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	八 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	九 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	一〇 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	一一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	一二 両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
六 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	七 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	八 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	九 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	一〇 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	一一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	一二 両眼の視力が〇・一以下になつたもの	身体上の障害

級四十第一	級四十五
九八七六五四三二一	十九八七六五
局 部 に 神 經 症 状 を 残 す も の	胸 腹 部 臓 器 の 機能 に 障 害 を 残 す も の
一 手 の 母 指 の 指 骨 の 一 部 を 失 つ た も の	一 手 の 小 指 の 用 を 廃 し た も の
一 下 肢 を 一 センチメートル 以 上 短 縮 し た も の	一 足 の 第 二 の 足 指 以 下 の 一 又 は 二 の 足 指 を 失 つ た も の
三 齒 以 上 に 対 し 歯 科 術 を 加 え た も の	一 足 の 第 二 の 足 指 の 用 を 廃 し た も の、 第 二 の 足 指 を 含 み 二 の 足 指 の 用 を 廃 し た も の 又 は
一 耳 の 聴 力 が 一 メートル 以 上 の 距 離 で は 小 声 を 解 す る こ と が で き な い 程 度 に な つ た も の	三 の 足 指 以 下 の 三 の 足 指 の 用 を 廃 し た も の
上 肢 の 露 出 面 に て の ひ ら の 大 き さ の 醜 い あ と を 残 す も の	一 眼 の ま ぶ た の 一 部 に 欠 損 を 残 し、 又 は ま づ げ は げ を 残 す も の
下 肢 の 露 出 面 に て の ひ ら の 大 き さ の 醜 い あ と を 残 す も の	三 齒 以 上 に 対 し 歯 科 術 を 加 え た も の
一 手 の 母 指 以 外 の 手 指 の 指 骨 の 一 部 を 失 つ た も の	一 耳 の 聴 力 が 一 メートル 以 上 の 距 離 で は 小 声 を 解 す る こ と が で き な い 程 度 に な つ た も の
一 手 の 母 指 以 外 の 手 指 の 遠 位 指 節 を 届 伸 す る こ と が で き な く な つ た も の	上 肢 の 露 出 面 に て の ひ ら の 大 き さ の 醜 い あ と を 残 す も の
一 足 の 第 二 の 足 指 以 下 の 一 又 は 二 の 足 指 の 用 を 廃 し た も の	下 肢 の 露 出 面 に て の ひ ら の 大 き さ の 醜 い あ と を 残 す も の

様式第1号（第16条関係）（平成公安規6・全改、令元公安規3・令2公安規13・一部改正）
(表) 面)

遭族給付金支給裁定申請書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
フリガナ 氏名・国籍			
申請者 住 所 犯 罪 被 害 者 犯罪被害者との続柄			
下記により、遭族給付金の支給の裁定を申請します。			
犯 罪 被 害 者	①犯罪行為の行われた日時	年 月 日 午前 時後	
	②犯罪行為の行われた場所		
	③犯 罪 被 害 者	フリガナ 氏名	男・女
		生年月日	年 月 日生
		本籍・国籍	
		住 所	
		勤務先名称・所在地	
		死 亡 年 月 日	年 月 日
		④犯罪被害の発生状況	
		死を受けるにあつた日 死亡原因 にいた施設 収容の全部又は一部 ⑤得ることができないなかった日数	①と同じ・それ以外の日(年 月 日) 円 日
被 告	⑥負傷し、又は疾病の状態 ⑦犯罪被害者負担額		
	⑧取扱検査機関	都道府県 警察署	
	氏 名	犯罪被害者との続柄 住所	
(10) 他の被害者			

① 生産 計画 実績 関係	氏 名	犯罪被害者 との親類	職業	住 所
② 損害賠償を受けたことの有無 有 (受領した損害 賠償の額) 備考				
※受付 年月日 第号 警察署経由				

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(日本産業規格 A4 番)

(裏 面)

注意

- 1 遺族給付金の支給を受けることができるのは、犯罪被害者の死亡の時において、次の①から③までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、①、②、③の順序（②及び③に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序）です。自分よりも先順位の遺族がある場合は、遺族給付金を受けることはできません。
 - (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - (3) (2)以外の犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- 2 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- 3 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき額の算定が困難である場合は「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- 4 ④から⑥までの欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合にのみ記入してください。
- 5 ⑥の欄は、その記入事項が添付する診断書等の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」等と記入してください。
- 6 ⑦の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（⑤から3年を経過するまでの間ににおける保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）を記入してください。
- 7 ⑧の欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病的療養のため從前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
- 8 ⑨の欄は、犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族（申請者及び他の第一順位遺族を含む。）をすべて記入してください。
- 9 この申請書には、次の書類を添えて提出してください。ただし、これらの書類の1通で他のことも明らかにすることができるときは、他のことについて同じ書類を添える必要はありません。また、同一の世帯に属する他の遺族が同時に申請書を提出する場合で、他の申請書に同じ書類を添えているときは、その旨をこの申

- 諸書の備考欄に記入すれば、重複してその書類を添える必要はありません。
- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検査書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - (2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本
 - (3) 申請者が犯罪被害者と姻縁の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事實上母女関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば住民票の写し）
 - (4) 申請者が1の(2)又は(3)に掲げる遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がないことを証明することができる書類（例えば先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の抄本）
 - (5) 申請者が犯罪行為が行われた当該犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、令第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族（以下「生計維持関係遺族」という）であったときは、申請者が犯罪行為が行われた当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（例えば住民票の写し）
 - (6) 申請者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第15条で定める障害の状態にある妻又は令第6条第2項第5号に該当する遺族であったときは、犯罪行為が行われた当時、それらの障害の状態にあったことを証明することができる医師の診断書その他の書類
 - (7) 申請者以外の1の(6)から(8)までに掲げる遺族に生計維持関係遺族が含まれているときは、その該当する事実を証明することができる書類
 - (8) (7)の生計維持関係遺族である者に犯罪行為が行われた当時8歳未満であった者が含まれているときは、その者の生年月日を証明することができる書類
 - (9) 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）
 - (10) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）

- 10 法第9条第5項に規定する場合には、次に掲げる書類（同項第1号に掲げる場合はアからウまで、同項第2号に掲げる場合はアからオまでの書類）
- ア　負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態（負傷又は疾病の療養のため從前の勤労に從事できないと認められる場合には、そのことに関する事項を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断書など）
- エ　法第9条第3項の休業日の数を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
- オ　休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
- 10 この申請書について分からぬところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

様式第2号(第17条関係) (平30公安規6・全改、令元公安規3・令2公安規15・一部改正)

(表一面)

重傷病給付金支給裁定申請書		年月日
公安委員会 殿		
申請者 フリガナ 氏名		
下記により、重傷病給付金の支給の裁定を申請します。		
犯 罪 被 害 犯 罪 被 害	①犯罪行為の行われた日時	年月日 午前後 時ごろ
	②犯罪行為の行われた場所	
	③フリガナ 氏名	男・女
	犯 罪 被 害 犯 罪 被 害	生年月日 年月日生
	本籍・国籍	
	住 所	
	勤務先名称・所 在 地	
	④犯罪被害の発生状況	
	⑤負傷し、又は疾病にかかった日	①と同じ・それ以外の日(年月日)
	⑥から3年以内の入院日数	日
	⑦負傷又は疾病的状態	
	⑧犯罪被害者負担額	円
	収入の金額又は一 ⑨部を傷ることがで きなかった日数	日
⑩取扱機関	都道府県	警察署
⑪損害賠償を受けたことの有無		有(受領した損害賠償の額 円)・無

備考
※受付 年月日 第 号 警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(日本産業規格A列4番)

(裏面)

注意

- 1 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- 2 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- 3 ①の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の癒養のために、⑤から3年を経過するまでの間ににおいて、病院に入院した日数を記入してください。
- 4 ②の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 5 ③の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の癒養についての犯罪被害者負担額（⑤から3年を経過するまでの間ににおける保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）を記入してください。
- 6 ④の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の癒養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
- 7 この申請書には、次の書類を添えて提出してください。
 - (1) 負傷し、又は疾病にかかった日、負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間における入院日数及び負傷又は疾病的状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの
 - (2) 犯罪被害者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば健康保険の被保険者証の写しなど）
 - (3) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の犯罪被害者負担額を証明することができる書類（例えば医療機関等から受領した領収書など）
 - (4) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）
 - (5) 法第9条第3項に規定する場合には、次の書類
 - ア 負傷又は疾病的癒養のため従前の勤労に従事することができないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断書など）
 - (6) 法第9条第3項に規定する場合には、次の書類
 - ア 負傷又は疾病的癒養のため従前の勤労に従事することができないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断書など）

書など)

- イ 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）
- ウ 法第9条第3項の休業日の数を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
- エ 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
- 8 この申請書について分からぬところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

様式第3号（第18条関係）（平30公安規6・全改、令元公安規3・令2公安規15・一部改正）
(表一面)

障害給付金支給裁定申請書		年　月　日																																				
公安委員会 殿																																						
申訴者 フリガナ 氏名																																						
下記により、障害給付金の支給の裁定を申請します。																																						
犯 罪 被 害 者 事 由	① 犯罪行為の行われた日時	年　月　日 午前　時から　午後　時まで	② 犯罪行為の行われた場所		③	フリガナ 氏名	男・女	犯 罪 被 害 者 事 由	生年月日	年　月　日生		本籍・国籍			住所		犯 罪 被 害 者 事 由	勤務先名称・所在地		負傷又は疾病が治った日	年　月　日	④ 犯罪被害の発生状況		⑤ 身体上の障害の部位及び状態 介護を要する状態の区分（常に介護を要する・随時介護を要する）			⑥ 取扱検査機関	都道府県	警察署	⑦ 既存の身体上の障害の状態			⑧ 損害賠償を受けたことの有無		受領した損害賠償の額（円）	備考		
	① 犯罪行為の行われた日時	年　月　日 午前　時から　午後　時まで																																				
	② 犯罪行為の行われた場所																																					
	③	フリガナ 氏名	男・女																																			
	犯 罪 被 害 者 事 由	生年月日	年　月　日生																																			
		本籍・国籍																																				
		住所																																				
犯 罪 被 害 者 事 由	勤務先名称・所在地																																					
	負傷又は疾病が治った日	年　月　日																																				
	④ 犯罪被害の発生状況																																					
⑤ 身体上の障害の部位及び状態 介護を要する状態の区分（常に介護を要する・随時介護を要する）																																						
⑥ 取扱検査機関	都道府県	警察署																																				
⑦ 既存の身体上の障害の状態																																						
⑧ 損害賠償を受けたことの有無		受領した損害賠償の額（円）																																				
備考																																						

※受付　年　月　日 第　号 警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。
(日本産業規格 A4列4番)

(裏面)

注意

- 1 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- 2 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- 3 ⑩の欄の「負傷又は疾病が治った日」には、負傷又は疾病が治っていない場合でも、その症状が固定したときは、その固定した日を記入してください。
- 4 ⑩の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 5 ⑩の欄の「介護を要する状態の区分」は、介護を要する状態である場合にのみ、該当する事項を○で囲んでください。
- 6 ⑩の欄は、既に身体上の障害のある犯罪被害者が、犯罪行為により、同一の部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 7 この申請書には、次の書類を添えて出してください。
 - (1) 負傷又は疾病が治ったこと及び治った日並びにその治ったときにおける身体上の障害の部位及び状態（介護を要する状態である場合にあっては、その必要な程度を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
 - (2) 同一の部位について既に身体上の障害があったときは、当該既存の身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
 - (3) 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）
 - (4) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）
- 8 この申請書について分からぬところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

様式第4号（第20条関係）（平成公安規6・全改、令元公安規3・一部改正）
(表面)

第 号 年 月 日	
住 所 氏 名 殿	
公安委員会 團	
犯罪被害者等給付金支給裁定通知書	
年 月 日付けで支給裁定の申請がありました犯罪被害者等 給付金については、下記の理由により、こととしまし たので通知します。	
支給を受けることが できる犯罪被害者等 給付金の種類及び額	犯罪被害者等給付金の種類 犯罪被害者等給付金の額 円
理 由	

◎裏面の注意をよく読んでください。

(日本産業規格A4列4番)

(裏面)

注意

- 1 この裁定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求することができます（なお、裁定の通知を受けた日から3か月以内であっても、裁定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、
を被告として（訴訟において
を代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません。

様式第5号（第20条関係）（平成公安規6・全改、令元公安規3・一部改正）

第　　号	
年　月　日	
住 所	
氏 名	
公安委員会　　印	
犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書	
<p>年　月　日付けで犯罪被害者等給付金（遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金）の支給裁定の申請がありましたが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者の支援に関する法律第13条第3項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求することができます（処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。</p> <p>また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

（日本産業規格A4用紙）

様式第6号(第20条関係) (平30公安規6・全改、令元公規3・一部改正)

第 号 年 月 日	
住 所 氏 名	殿
公 安 委 員 会 団	
仮給付金支給決定通知書	
年 月 日付けで犯罪被害者等給付金(遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金)の支給裁定の申請がありました。犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第12条第1項の規定により、下記の額の仮給付金を支給することを決定しましたので通知します。	
仮 給 付 金 の 額	円

(日本産業規格A列4番)

様式第7号(第20条関係)

(表 面)

犯罪被害者等給付金 仮 給 付 金 支払請求書			
年 月 日			
警察庁支出官 殿			
フリガナ			
氏 名			
住 所			
下記により犯罪被害者等給付金の支払を請求します。			
請求金額	円 也		
① 犯 罪 被 害 者	裁 定 番 号	第	号
	裁 定 年 月 日	年 月 日	
	裁 定 公 安 委 員 会 名	公 安 委 員 会	
② 仮 給 付 金	裁 定 番 号	第	号
	裁 定 年 月 日	年 月 日	
	裁 定 公 安 委 員 会 名	公 安 委 員 会	
③ 払 渡 し を 要 す る 方 法 及 び	ア 口 座 振 迳	銀 行 金 庫	本 店 支 店
		預金の種類()	口座番号 第 号
	イ 送 金 支 払	銀 行 金 庫	本 店 支 店
ウ 送 金 支 払	郵便局		

(日本産業規格A列4番)

(裏面)

注意

1 「請求金額」には、犯罪被害者等給付金支給決定通知書又は仮給付金支給決定通知書に記載されている「犯罪被害者等給付金の額」又は「仮給付金の額」を記入してください。

2 ①の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、犯罪被害者等給付金支給決定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。

3 ②の欄の「決定番号」及び「決定年月日」には、仮給付金支給決定通知書に記載されている決定番号及び決定年月日を記入してください。

4 ③の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを1つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。

なお、「ア 口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。

5 この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。

郵便番号100-8974

警察庁長官房犯罪被害者等施策推進課長

6 この請求書について分からぬところがありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。